

第 1 回会合の議事概要

■ 概要

日 時	平成 30 年 9 月 10 日 (月) 14 : 00～
場 所	沖縄県庁 6 階 第 2 特別会議室
参加者	下地委員 (委員長)、花井委員、湧川委員、中村委員、當山委員、川口委員、 與古田委員代理、與座委員、浦崎委員代理、赤嶺委員代理、古謝委員代理、 嘉手苺沖縄県文化観光スポーツ部長
議 事	1 文化観光スポーツ部長からの意見提示の依頼について 2 検討委員会の会議運営に関する基本的事項の取決め (1) 委員長の選任について (2) 会議の公開について 3 平成 25 年度の検討結果及びその後の環境の変化について 4 分科会設置の可否について 5 意見交換

■ 議事概要

1 文化観光スポーツ部長からの意見提示の依頼について

資料 1 により文化観光スポーツ部長からの意見提示の依頼について事務局から説明がなされた。

2 検討委員会の会議運営に関する基本的事項の取決め

(1) 資料 2 により委員長の選任について事務局から説明がなされ、委員の互選により下地委員が委員長に選任された。

(2) 資料 3 により会議の公開について事務局から説明がなされ、今後の会議の公開が決定した。

3 平成 25 年度の検討結果及びその後の環境の変化について

資料 4 により平成 25 年度の検討結果及びその後の環境の変化について、資料 4 - 8 により沖縄観光の現状と課題について事務局から説明がなされた。

4 分科会設置の可否について

資料 5 により分科会の設置について事務局から説明がなされ、一度は宿泊税制度検討分科会とレンタカー税制度検討分科会の設置が決定されたが、その後の意見交換における各委員からの意見を踏まえ、分科会の設置は第 2 回検討委員会まで保留されることとなった。

5 意見交換

各委員から、法定外目的税に関する認識や今後の作業の進め方について意見交換がなされた。

【検討委員会で検討する事項について】

- 観光目的税を創設する目的や、その目的のための用途がどのようなものなのかがある程度決まった中で徴収すべき税目が見えてくるのかと思う。
- 観光の環境を整えていかないと沖縄観光は衰退していきますよという議論を踏まえての財源である。
- 導入の目的や用途等の方針をこの委員会の中で決めた上で、分科会で細かく課税対象や税額を検討するという税の技術に入っていく流れかと思う。
- 観光税はそもそも必要なのかという議論から行い、もしかすると反対の方もいるかもしれないが、基本的には総論として結論を出しておく必要があると思う。また、どこで徴収するか、どう使うかについても、しっかり議論をして、納得してもらうほうがいい。宿泊にも使うけれども、地域創生にも使えるのであれば使ったほうがいいと思う。
- 徴収額に大きな影響が出てくるため、どの内容にして、税率をどうするのかといった基本的な考え方について、この委員会で再度検討しなければならず、その方向性は定額制か定率かの2つだと思う。

【課税客体（税目）について】

- 宿泊税が一番やりやすいからやりましょうということであれば、反対である。
- 観光目的税という中で、観光拠点としてホテルから取ることがベストもしくはベターである。だれから観光目的税を徴収するのとなると、今後は脱モータリゼーションに向かうかもしれない流れもあり、レンタカーではできないし、入域税は税の二重徴収というものもあるのでキャリアはやらない。
- 公平性を持って、観光税という名称のもと、徴収窓口がレンタカーか宿泊施設というかたちがいい。
- 地元の利用者についても観光について意識してもらえるような環境づくりというのも大切で、地元の人たちが資産としての使う部分、観光の方々が使う部分、そしてその部分の境界をどうしていくのという様なことを検討しないといけない。環境のどの部分にこの財源が活用されていくのか大変疑問がある。
- 名称は別の問題としても、どの税目がベターなのかについて、5年前と違って一つの結論を出して、その課題解決のための分科会を設置するという方向で良いのではないか。

【その他】

- ウィークリーマンション等で観光客が利用する施設もあるが、これは宿泊税の対象となるのか。
- クルーズ船の中は外国扱いとなっており、ホテルと同格に扱うことについて整理が必要である。
- 今回の議論で課税対象を決定するわけなので、違法民泊の摘発も検討されなければならない。
- OCVB の提言書では、観光目的税の導入については、2019 年度が目標とされている。そして全国的に宿泊税の導入が検討されているので、沖縄も迅速に対応する必要があるとなっている。
- 那覇港管理組合は平成 32 年から施設使用料を取ることになったが、実現まで 3、4 年かかった。
- 前回の議論は観光客の受入と環境の保全に限定していたが、環境が大きく変化しており、東京や大阪、京都等の用途目的をみても広範囲にわたっているところもある中、法定外目的税だけが観光振興の財源ではなく、通常の税も含めて大きい括りの一部となっていくので、この財源を何に使うのが良いのかという議論と、一般の税収を使う部分についても議論をする内容に入ってくると思われる。